

「チャレンジコンテナ」の運営及び出店者の義務に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、チャレンジコンテナの運営及び出店者の義務に関し必要な事項を定めるものとする。

(出店期間)

第2条 出店期間の単位は1日、1週間、1ヵ月の3パターンとし、最長で1か月間とする。従って、1ヵ月間出店者は年度内の出店は1回のみとなり、次の出店は次年度以降となる。また1週間（休館日を除くので実質6日間）出店者は年度内に4回までの出店が可能となる。1日出店者は年度内に30日間の出店ができるものとする。尚、わいわい！！コンテナ2の休館日は休業日とする。

(営業時間)

第3条 チャレンジコンテナの営業時間は、10時～18時の時間帯で最低5時間は営業すること。

(利用料)

第4条 利用料は、1日1,000円、1週間5,000円、1ヶ月20,000円とし、申込時に完納しなければならない。また、キャンセルは、日利用の申し込みの場合3日前まで、週利用の申し込みの場合は4日前まで、月利用の申し込みの場合は15日前までにユマニテさがに届け出る事。それ以降のキャンセルは利用料の返金はしないものとする。

(出店者の遵守事項)

第5条 出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 佐賀市まちなか再生会議及び佐賀市、ユマニテさがが行う各種事業（イベント）に積極的に協力すること。
- (2) 店舗、周辺通路の清掃並びに整頓を行なうこと。
- (3) 営業開始時刻の10分前に出勤し、店内清掃等、開店準備を整えること。
- (4) 区画をはみ出した商品陳列をしないこと。
- (5) わいわい！！コンテナ2の敷地内は禁煙とする。
- (6) 店舗内では火気を使用しないこと。
- (7) 利用者は、営業時間中は無断で店舗を留守にしないこと。
- (8) 決定された店休日以外の日に無断で休業しないこと。休業する場合は、第4条に記載のキャンセル規定と同様に日数内にユマニテさがまでその旨を届け出、承認を得ること。
- (9) その他店舗の運営上、不適當な行為をしないこと。
- (10) 施設を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、直ちにスタッフ届け出ること。
- (11) 騒音又は大声を発する等他人、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある行為をしないこと。

2 ユマニテさがは、出店者が前項の規定に違反した場合は、出店者に対して指導を行うものとし、改善されない場合は利用の中止を命ずることができる。

(出店申込)

第6条 出店者は、出店予定日の3ヶ月前から出店申し込みができるものとし、出店申込書に必要事項を記入の上、出店料を添えて提出すること。

2 出店者の決定は原則申し込み先着順とするが、「佐賀城下ひな祭り」期間中の出店については、期間を週単位に分割し、イベント開始の1か月前までに応募のあった中から抽選で各週の出店者を決定する。但し応募者の数により期間の分割については柔軟に対応する。

(行為の承認)

第7条 出店者は、次に掲げる場合において、ユマニテさがの承認を受けなければならない。

- (1) 決定された店休日以外で休業する場合
- (2) 期間中アルバイトにチャレンジコンテナを任せる時間又は日がある場合
- (3) 利用期間満了前に退去しようとする場合
- (4) その他チャレンジコンテナの運営に影響があると見込まれる場合
- (5) 特別の設備（既存の設備に造作を加えないものに限る。）を設置する場合。

(転貸等の禁止)

第8条 出店者は、その地位を譲渡し又は転貸してはならない。

(損傷及び滅失の届出)

第9条 チャレンジコンテナの施設や附属設備等を破損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を事務局に届け出て、その指示に従わなければならない。

(退去届)

第10条 出店者は、店舗の利用期間満了前に退去しようとする場合は、退去日の1週間前までにユマニテさがに届け出なければならない。

(細則)

第11条 この規定に定めがない事項については、ユマニテさがと出店者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年7月1日から施行する。